

## 5 大生活習慣病保障医療保険 ご契約のしおり

### — もくじ —

<b>1 おもな保険用語のご説明</b> . . . 2	
・おもな保険用語のご説明	・保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例について
<b>2 特長としくみ</b> . . . 3	・ご請求いただいた内容を確認させていただく場合について
・「5 大生活習慣病保障医療保険」の特長としくみ	・保険金などのご請求権の消滅（時効）について
<b>3 お願いとお知らせ</b> . . . 3	・入院給付金の代理請求について
・お申込みいただく際のお願いとお知らせ	<b>6 保険料について</b> . . . 11
・お申込みの撤回（クーリングオフ制度）について	・保険料について
<b>4 ご契約に際して</b> . . . 4	・保険料のお払込方法について
・リスク管理とセイフティーネット（保険契約者保護機構）について	・保険料の払込猶予期間とご契約の失効について
・ご契約時の健康状態・職業などの告知義務と告知義務違反について	・効力を失ったご契約について
・事実と違うことを告知された場合について	・保険金などの支払事由が発生した場合の保険料について
・責任の開始時期について	<b>7 ご契約後のお取扱いについて</b> . . . 13
・個人情報のお取扱いについて	・ご契約の解約と払いもどし金について
<b>5 保険金・入院給付金のお支払い</b> . . . 6	・諸変更にもなう手続について
について	・保険契約者配当金について
・保険金などのご請求について	・生命保険料控除について
・保険金などのお支払いについて	・保険金などの税法上の取扱いについて
・保険金などをお支払いできない場合について	

# 1 おもな保険用語のご説明

このしおりをお読みいただくうえでご参考になる「おもな保険用語」のご説明

㊦

## 会社（または当社）

「株式会社OUGAN」のことをいいます。

## 解除

告知義務違反などがあった場合などに、保険期間の途中で、当社の意思でご契約を消滅させることをいいます。

## 解約

保険期間の途中で、保険契約者の意思でご契約を消滅させることをいいます。

㊧

## 契約応当日

ご契約後の保険期間ごとに迎える契約日（更新日）に対応する日をいいます。また、月単位の応当日といったときは、毎月の契約日に対応する日をいいます。

## 契約年齢

当社では、被保険者の年齢を満年齢で計算します。1年未満の端数は切り捨てて計算した年齢をいいます。

（例）37歳9ヶ月の被保険者の契約年齢は37歳となります。

なお、ご契約後の被保険者の年齢は、更新日における満年齢で計算します。

## 契約日

契約年齢、保険期間などの計算の基準日となります。

㊨

## 更新

保険期間が満了したときに、健康状態に関係なく原則としてそれまでと同一の保険金額・入院日額での保障を継続できる制度です。（ただし、更新時の年齢によっては保険料や保険金額が変更となる場合があります。）

## 告知義務

ご契約のお申込みに際して、過去の傷病歴、現在の健康状態、身体の障害状態・職業などについて、告知書によりおたずねする内容に対し、事実をありのままにお答え（告知）いただくことを要します。これを告知義務といいます。

## 告知義務違反

告知書に記載された健康状態などに、事実を告げられなかったり、事実と違うことを告げた場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除されることがあります。

㊩

## 失効

お払込猶予期間を過ぎても保険料のお払込みがなく、ご契約の効力が失われることをいいます。ご契約が失効すると失効後の保障はなくなりますので保険金・入院給付金が支払われません。

## 疾病

被保険者が罹<sup>かか</sup>られた病気のことをいいます。

## 支払事由

保険金や入院給付金がお支払いの対象となる場合のことをいいます。

㊪

## 責任開始の日

当社がご契約上の保障を開始する日をいいます。

## 責任準備金

将来の保険金・入院給付金をお支払いするために、保険料の中から積み立てられるお金をいいます。

## 全保険期間

契約日から、契約（更新した契約を含む。）が満了、または死亡・解約などにより消滅した日までをいいます。

㊫

## 入院給付金

不慮の事故または5大生活習慣病により入院されたときにお支払いするお金のことをいいます。

㊬

## 払込期日

月単位の契約応当日をいいます。

## 払込猶予期間

払込期日までに保険料のお払込みの都合がつかない場合に、当社が保険料の払込みを待ち、ご契約の効力を保つ期間をいいます。

## 被保険者

その人の生死等が保険の対象とされる人をいいます。

㊭

## 保険期間

当社がご契約上の保障を開始してから終了するまでの期間をいいます。この保険の保険期間は契約日から1年です。

## 保険金

被保険者が死亡されたときにお支払するお金のことをいいます。

## 保険契約者

当社と保険契約を結び、ご契約上の権利（契約内容変更等の請求権など）と義務（保険料のお払込みの義務など）を持つ人をいいます。

## 保険証券

ご契約の保険金額や入院日額、保険期間等の契約内容を具体的に記載し保険契約者にお渡しするものです。

## 保険料

保険契約者にお払込みいただくお金のことをいいます。

㊮

## 免責事由

保険金または入院給付金の受取人の方からのご請求に対してお支払いする義務がありますが、この請求の内容においてその支払の義務を免れる事由があります。これを免責事由といいます。

（例）保険契約者の故意による被保険者の死亡、酒気帯び運転による入院など

㊯

## 約款

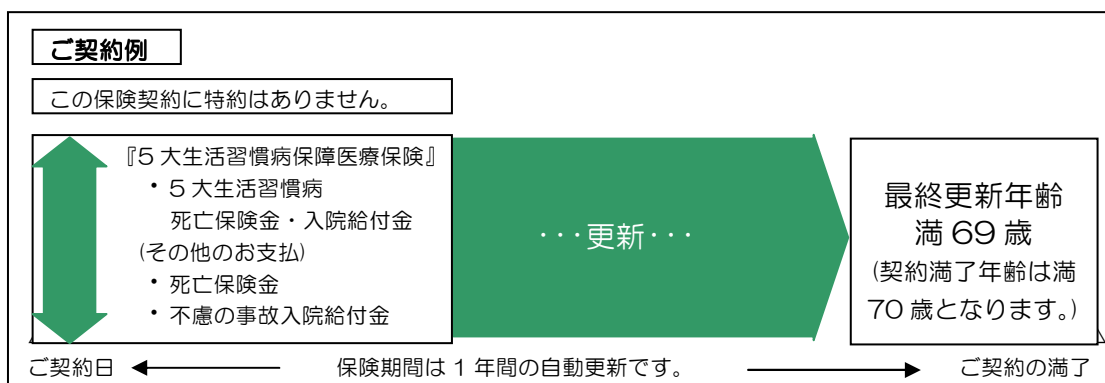
保険契約者と当社の間で、ご契約時からご契約の満了までのご契約内容を記載したものをいいます。

## 2 特長としくみ

### 「5大生活習慣病保障医療保険」の特長としくみ

#### 〔特長としくみ〕

- ・お申込みは、満35歳から満69歳の方がお申込みいただけます。
- ・ご契約の保険期間は1年間で、その後満了（最終更新年齢は満69歳です。）を迎えるまで更新ができます。
- ・5大生活習慣病による死亡、入院を保障します。
- ・5大生活習慣病以外の病気やケガによる死亡保障や不慮の事故による入院を保障します。
- ・5大生活習慣病による1回の入院、または不慮の事故による1回の入院は、継続して2日から50日まで保障します。（当社約款に規定する1回の入院とみなすときを含みます。）



(注1) 自動更新：この保険の保険期間はご契約日から1年間です。保険期間満了日の2ヵ月前までに継続しない旨のお申出がない限り、被保険者の健康状態にかかわらず、保険期間満了日の翌日に自動的に更新されます。最終更新年齢は満69歳となります。

- ① 更新後の保険期間は、更新前の保険期間と同様（1年間）となります。
- ② 更新後の保険料は、更新される年齢によって異なる場合があります。「6 保険料について」をお読みください。
- ③ 更新される年齢によって5大生活習慣病死亡保険金が、異なる場合があります。（「5 保険金・入院給付金のお支払について」をお読みください。）

(注2) 5大生活習慣病とは、約款に規定する5大生活習慣病（「悪性新生物（上皮内新生物（上皮内がん）を除きます。：以下同じ）」、「虚血性心疾患」、「脳卒中」、「糖尿病」、「高血圧性疾患」）をいいます。

\*お支払の対象とならない上皮内がんには、つぎのものなどがあります。

子宮頸がん0期・非浸潤がん・食道上皮内がん・大腸粘膜内がん等や皮膚の悪性黒色腫以外の皮膚がん

(注3) 対象となる不慮の事故とは、約款に規定する、急激かつ偶発的な外来の事故をいいます。

- ① 「急激」とは、突発的に発生することをいい、傷害の原因となった事故から傷害の発生までに時間的な間隔のないことをいい、慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。
- ② 「偶発的な」とは、傷害の原因となった事故または傷害の発生が被保険者にとって予知できないことをいい、被保険者の故意に基づくものは該当しません。
- ③ 「外来」とは、傷害の原因が被保険者の身体の外部から作用することをいい、身体の内部的原因によるものは該当しません。

## 3 お願いとお知らせ

### お申込みいただく際のお願いとお知らせ

#### ・契約申込書・告知書のご記入について

契約申込書は、必ず申込人（保険契約者）および被保険者をご自身でご記入ください。告知書は、被保険者の健康状態やお申込みまでの過去の病気やケガなどについてお知らせいただく（告知）ものです。被保険者ご自身で正確にご記入いただきますようお願いいたします。また、ご記入後は、記入された内容についてご確認のうえ、署名（記名）・捺印をお願いします。

#### ・お申込みの際は、被保険者となる方の同意が必要となります。

保険契約をお申込みいただく際に、お申込人（保険契約者）と被保険者となられる方が違うときは、被保険者となられる方の同意が必要となります。契約申込書に被保険者となられる方が、重要な事項や契約内容を了知されたうえで署名および捺印（確認印）が必要となりますのでご了承ください。

#### ・保険証券および普通保険約款とお申込み内容の確認について

ご契約が成立した場合には、「保険証券」および「普通保険約款」を送付させていただきます。お申込みの内容に間違いがないかかわらずご確認ください。万一、内容が相違していた場合には、かならず当社までご連絡ください。

保険証券は、将来のお手続に必要となる大切なものです。また、普通保険約款には保険契約の内容の詳細が記載されていますので、ご一読のうえ大切に保管してください。

#### ・ご契約中の契約を解約されると不利益となる場合があります。

ご契約中の保険契約を解約し、あらたに保険契約のお申込みをいただいた場合は、被保険者の健康告知をあらたにご提出いただきますので健康状態によりましてはお引受できなかったり、告知されなかったためにあらたな保険契約が解除や無効になったりする場合がありますのでご注意ください。

### お申込みの撤回（クーリングオフ制度）について

#### ・お申込みの撤回について

この保険契約には、クーリングオフ制度の適用はありません。ただし、新規契約の場合に限り、つぎの条件を満たす場合は、お申込みの撤回をお受けいたします。また、お申込みの撤回をされたときに、すでに払い込まれた保険料がある場合は、すみやかに払いもどいたします。

- ① 保険契約者が、第1回保険料振替日からその日を含めて8日を経過するまでに、書面（郵送、8日以内の消印有効）により当社あてに通知した場合。
- ② 上記の書面に、申込人（保険契約者）の住所、電話番号、氏名、契約申込書に押印された印と同印を押印、被保険者名、申出日および保険契約を撤回する旨を記載した場合。

#### ・お申出の方法

お申出は、書面上記内容を記載し郵送で当社までご送付ください。お電話でお知らせいただいた場合や当社の募集人に口頭でお伝えいただいてもお受けできません。

## 4 ご契約に際して

### リスク管理とセイフティーネット（保険契約者保護機構）について

#### ・リスク管理について

当社は、お客さまへの保険金等のお支払いを確実にこなうため、リスク管理と健全性の確保に努めています。当社の業務もしくは財産の状況の変化により、保険料の増額や保険金額、入院日額が減額されることがあります。

#### ・セイフティーネット（保険契約者保護機構）の対象外であることについて

当社は、少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構には加入していませんので、同機構の行なう補償対象契約には該当しません。また、当社の経営が破たんした場合、保険契約者保護機構の行なう資金援助等の措置はありません。あらかじめご了承のうえご契約いただきますようお願いいたします。

### ご契約時の健康状態・職業などの告知義務と告知義務違反について

#### ・告知義務について

- ◆ 少額短期保険は、多数の方たちが保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。したがって、健康状態のよくない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件にご契約されると、保険料負担の公平性が保たれませんのでご契約にあたりましては制限させていただきます。
- ◆ お申込みの際には、現在の健康状態、過去の傷病歴（病気やケガなどの傷病名、治療期間など）、身体の障害状態、現在の職業など、「告知書」でおたずねすることについて、事実をありのまま正確にもれなくご記入（告知）ください。お仕事の内容によりましてはご契約いただけない場合がございます。（つぎの「ご契約いただけない職業」をご参照ください。）

**\* ご契約いただけない職業**

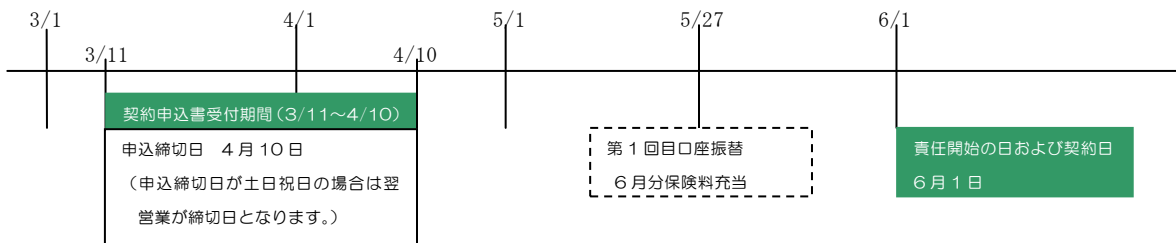
① 競馬・競輪・オートレース・競艇その他これらに類する職業競技に従事する方	⑨ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（平成17年11月7日改正）第2条第5～10項に掲げる「性風俗関連特殊営業」に従事する方およびその経営者
② カス・拳闘家・プロレスラー・プロスキーヤー	⑩ 行商・露天商およびこれらに準ずる職業に従事する方
③ 坑内・隧道内作業従事者	⑪ 解体業に従事する方およびその経営者
④ スタントマン	
⑤ レスキュー隊員	
⑥ サーカス・曲芸等に従事する方	
⑦ 猛獣を取り扱う方	
⑧ ゴンドラ等を使用する窓ふき業に従事する方（ただし、3階以上の建物の窓ふき業）	

**事実と違うことを告知された場合について**

- ・告知書に記載されている、告知事項の各内容について故意または重大な過失により、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、契約日から2年以内であれば当社は「告知義務違反」として、ご契約を解除することがあります。
- ・ご契約が解除となる場合、保険金・入院給付金の支払事由が発生していても、これをお支払いしない場合があります。
- ・上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約に際して保険契約者または被保険者の詐欺が行われたものと認められるためにご契約が無効となった場合は、契約日からの経過年数にかかわらず、保険金や入院給付金の支払事由が発生していてもお支払いしない場合があります。このような場合、お申込みいただいた保険料は払いもどしをいたしません。

**責任の開始時期について**

- ・当社の責任の開始時期は、保険契約の申込みを承諾した契約について、第1回保険料が口座振替により払い込まれた日の属する月の翌月1日から保険契約上の責任を負うものとしその日を責任開始の日とします。
- ・この責任開始の日を契約日とします。
- ・前記の記載にかかわらず、第1回保険料が口座振替により払い込まれた日から契約日の前日までの間に、約款の規定に基づいて保険金等の保険給付を行うべき事由が発生したとき会社は責任を負うものとします。
- ・第1回保険料の払込みがなかったときは、責任は開始されません。



**個人情報のお取扱いについて**

- ・当社では、ご提供いただきました個人情報は、「情報の収集・利用目的」の範囲内で、適正かつ厳重に管理します。
- ・当社では、情報を収集・利用する目的をつぎのように規定しています。
  - ◆各種保険契約のお引受け・ご継続・維持管理、保険金・入院給付金等のお支払
  - ◆関連会社・提携会社を含む各種商品・サービスのご案内・ご提供
  - ◆当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
  - ◆その他保険に関連・付随する業務
- ・個人情報に関するお取扱いにつきましてはの詳細は、お手元の「重要事項説明書（契約概要・注意喚起情報）」に詳細が記載されておりますので、いま一度ご確認をお願いします。
- ・当社の「個人情報保護方針」につきましては、当社ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ougan.co.jp/>

## 5 保険金・入院給付金のお支払いについて

### 保険金などのご請求について

#### ・保険金・入院給付金のご請求手続きの流れ

被保険者の方がお亡くなりになられたときやご入院されたとき

まずは、お電話にて当社事故センターまでご連絡ください。

保険金などのご請求内容は、個人情報にあたりますので必ずご請求人であるご本人がお電話ください。また、被保険者がお亡くなりになられた場合は、保険証券に記載のある保険金受取人となられる方がご連絡ください。

この際、ご契約の内容につきましてお伺いすることがございますので、保険証券と「ご契約のしおり・約款」をご用意ください。

保険金・入院給付金のご請求は、下記までお電話ください

○UGAN事故センター TEL 03-5753-3914

受付時間 AM 9:00 ~ PM 5:00

(土・日・祝祭日・年末年始の当社休業日を除きます。)

当社事故センターでは、ご請求にあたっての必要書類についてご説明するとともに、保険金などの請求書類を送付させていただきます。

ご請求される方は、当社からご案内させていただいた必要書類をご用意いただき、保険金などの請求書類に必要な項目をご記入いただきます。すべての書類の用意ができましたら、当社の指定場所までご送付ください。

なお、必要書類には費用がかかる場合があります。この際の費用につきましては、ご請求される方のご負担となりますのでご了承ください。また、ご提出いただきました必要書類を精査の結果、支払の決定または受取人の特定などのために他の書類をお取り寄せいただく場合がありますのであらかじめご了承ください。

必要書類がそろいましたら、ご提出いただく前に診断書などの内容をご確認ください。

当社では、診断書に記載された内容で、約款に基づきお支払の判断をさせていただきます。診断書などに入院期間や病名の記載がされていませんとお支払いできない場合がありますのでご了承ください。

(例) 入院中に死亡されたが「死亡診断書」に入院の記載がなかった。

・・・入院給付金のお支払いができません。医療機関に記入していただいでください。

「胃の悪性腫瘍」にもかかわらず「胃腫瘍」と病名が診断書に記載されていた。

・・・5大生活習慣病の「悪性新生物」とはなりませんのでお支払いできない場合があります。

(このような場合、ご本人が病名を知らず、病名の管理が必要な場合は事前に当社にご相談ください。)

ご提出いただきました請求書類を精査し、ご契約の約款にしたがい、保険金などのお支払を決定します。

お支払いが決定した場合は、ご請求時にご指定いただいたお受取人の金融機関の指定口座へ振込により支払います。

## 保険金などのお支払いについて

### ◇ お支払いする保険金・入院給付金について

- ・5大生活習慣病死亡保険金は、契約日現在または更新時の満年齢により決定されます。それぞれの年齢の5大生活習慣病死亡保険金はつぎのとおりです。
- ・保険金額および入院日額は、保険証券および保険契約更新通知書に記載しますのでかならずご確認ください

#### お支払いする死亡保険

名 称	お支払金額
死亡保険金	20万円
5大生活習慣病死亡保険金	35歳～49歳 2,800,000円 50歳～54歳 1,800,000円 55歳～59歳 800,000円 60歳～64歳 300,000円 65歳～69歳 200,000円

#### お支払いする入院給付金

名 称	お支払金額
5大生活習慣病もしくは不慮の事故入院給付金	日額 15,000円 × 入院日数 (1回の入院で最高50日まで)

- ・死亡保険金は、病気または事故により保険期間内に死亡したときお支払いします。
- ・5大生活習慣病死亡保険金は、責任開始の日以後に発病した5大生活習慣病を直接の原因として保険期間内に死亡したときお支払いします。
- ・入院給付金は、責任開始の日以後に、発病した5大生活習慣病または発生した不慮の事故の治療を目的として保険期間内に継続した2日以上入院をしたときにお支払いします。
- ・5大生活習慣病の悪性新生物のうち「乳房の悪性新生物」については、責任開始の日からその日を含めて90日目までに「乳房の悪性新生物」の診断確定を受けた場合、5大生活習慣病死亡保険金または5大生活習慣病入院給付金の支払事由が発生してもお支払いしません。ただし、死亡保険金は支払います。

### ◇入院給付金のお支払（給付）限度について

#### 1. 入院給付金のお支払（給付）限度について

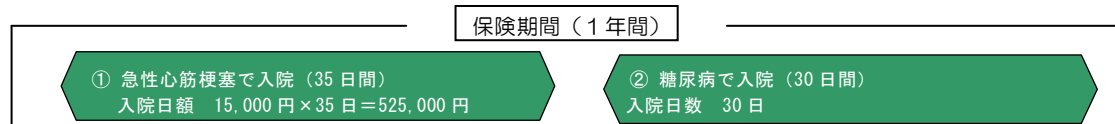
- ① 5大生活習慣病および不慮の事故による1回の入院給付金のお支払は、50日を限度とします。  
同じ原因により、入退院を繰り返した場合1回の入院とみなします。
- ② 入院給付金のお支払（給付）限度は、保険期間（ご契約日または更新日から保険期間満了日までの1年間をいいます。）を  
通算するお支払（給付）限度と、保険期間を更新している場合の全保険期間（契約日から契約満了日まで、または契約日から解約または死亡による保険契約の消滅までをいいます。）を通算するお支払（給付）限度があります。  

（通算お支払（給付）限度額）	保険期間（1年間）	=	80万円
	全保険期間	=	320万円

\*支払（給付）限度額に達したときに、継続入院中のときは、1保険期間は通算80万円、全保険期間は通算320万円を支払（給付）限度としてお支払いします。

\*入院給付金のお支払（給付）限度には、第1回保険料の払い込みから契約日の前日までの間の入院について支払いが行なわれた給付金も含まれます。

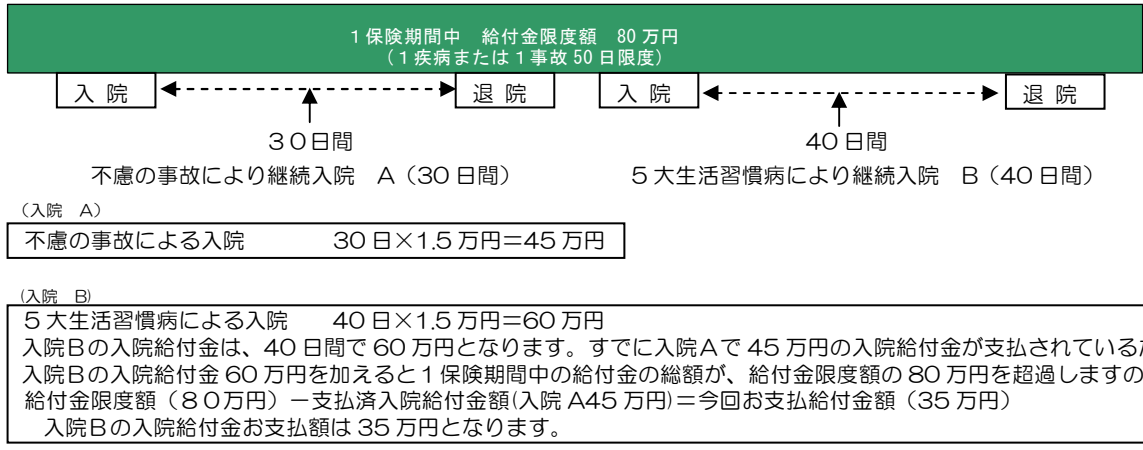
#### 支払例1・・・保険期間中（1年間）にご病気（5大生活習慣病）で2回の入院があった場合



(1) ①で35日分525,000円支払

(2) ②の入院日数は30日で450,000円となりますが、すでに当年度の支払分として①で525,000円をお支払済のため  
給付限度額 800,000円 - ①の支払済給付金額525,000円 = 275,000円が②のお支払給付金額となります。

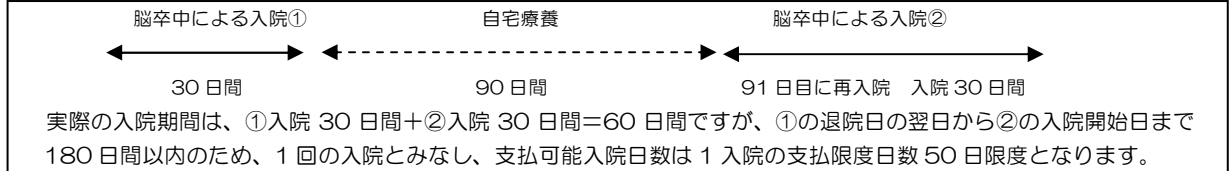
支払例 2・・・1 保険期間中に不慮の事故による入院と 5 大生活習慣病による入院をされた場合



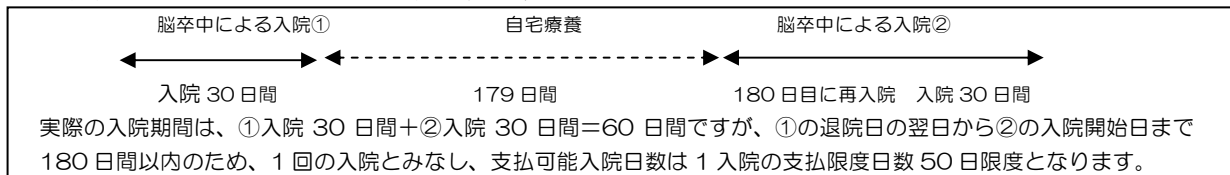
2. 同一の入院原因による入院回数などについて

- ・同一の入院原因による入院給付金のお支払(給付)限度は、1 回の入院について 50 日を限度とします。
- ・同一の原因による入院が 2 回以上あった場合は、退院日の翌日からつぎの入院までの期間が 180 日以内の場合は、2 回以上の入院であっても 1 回の入院とみなし、支払限度日数を適用します。退院日の翌日からつぎの入院までの期間が 180 日を超えている場合は、別の原因による入院とみなして、支払限度金額を適用します。ただし、不慮の事故による入院は、事故の日からその日を含めて 180 日を超えて開始した入院は、いかなる入院でもお支払の対象となりません。

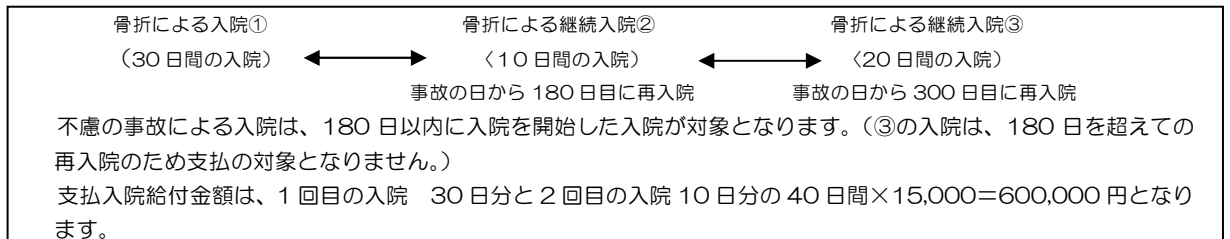
(例 1) 被保険者の年齢 満 54 歳      入院日額 15,000 円



(例 2) 被保険者の年齢 満 54 歳      入院日額 15,000 円



(例 3) 被保険者の年齢 更新時満 64 歳      入院日額 15,000 円



- ・保険金・入院給付金（以下、「保険金など」といいます。）をお支払いできない場合があります。

◇ お支払いする場合に該当しない例

5大生活習慣病死亡保険金や入院給付金などのお支払いについては、その支払の対象となる事由を「支払事由」として約款に規定しています。したがってその支払事由を満たさず、支払事由に該当しない場合には、5大生活習慣病死亡保険金や入院給付金などのお支払いは対象となりません。

① 責任開始日前の5大生活習慣病や不慮の事故を原因とするとき

5大生活習慣病死亡保険金や入院給付金などのお支払いは、その原因となった5大生活習慣病または不慮の事故がご契約の責任開始の日以後に発病または事故が生じたことが、その支払事由となっています。したがって、責任開始の日以前にすでに生じていた5大生活習慣病または不慮の事故を原因とする場合はお支払いできません。

(注1) 責任開始の日以前に、すでに悪性新生物(がん)による治療を開始していたときや、「乳房の悪性新生物(がん)」により、責任開始の日からその日を含めて90日目までに医師により診断確定されたときも、5大生活習慣病死亡保険金や5大生活習慣病入院給付金のお支払いはできません。

(注2) 原因となった5大生活習慣病または不慮の事故に関して、お申込みの際に告知義務違反がない場合でも、責任開始の日以前に生じたものはお支払の対象となりません。

(注3) 契約日から2年を経過した後に開始した入院は、責任開始の日以後の原因によるものとみなします。責任開始の日から90日以内に診断確定を受けた「乳房の悪性新生物(がん)」についても責任開始の日から2年を経過した後はじめて開始した入院は、責任開始の日以後の原因によるものとみなします。

② 入院が支払事由に該当しない場合

- ・入院日数が約款に定める日数に満たない場合
- ・入院日数が、約款に定める1回の入院に対する給付限度日数または通算の支払(給付)限度を超えた部分
- ・入院先が約款に定める医療機関ではない場合(介護老人保健施設など)
- ・傷害や疾病の治療を目的としていない場合(美容上の処置、人間ドッグ検査のための入院など)
- ・通院や自宅での治療が可能で、常に医師の管理下で治療に専念しているとはいえない場合

約款に定める「入院」に該当するかどうかは、主治医の診断だけではなく、当社において治療内容、検査結果およびその推移、他覚所見の有無、外泊・外出状況などを確認のうえお支払の判断をいたします。

③ 「対象となる不慮の事故」に該当しない場合

急激かつ偶発的な外来の事故に該当しない場合

④ 保険契約が告知義務違反により解除となった場合

⑤ 保険料のお払込みがなく、保険契約が失効となった場合

◇ 免責事由に該当する場合

つぎのような場合には、支払事由が生じても保険金などをお支払いできません。

◆ 死亡保険金について

・責任開始の日からその日を含めて3年以内(この契約が更新されたときは更新を含みます。)の被保険者の自殺による

るとき

・保険契約者または保険金受取人の故意による

ただし、その受取人が死亡保険金の一部の受取人であるときは、当社は、死亡保険金の残額をその他の死亡保険金受取人に支払います。

・地震、噴火または津波による

・戦争、その他の変乱による

・原子核反応または原子の崩壊による

・前号以外の放射線照射または放射能汚染による

ただし、上記の事由(自殺および保険契約者または保険金受取人の故意による免責は除きます。)により、死亡した被保険者の数の増加が、この保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと認めるときは、会社は、その程度に応じ、死亡保険金の全額を支払い、または削減して支払う場合があります。

◆ 5大生活習慣病死亡保険金について

・保険契約者または保険金受取人の故意による

◆ 5大生活習慣病入院給付金について

・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による

・被保険者の薬物依存による

◆ 不慮の事故入院給付金

・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失による

- ・被保険者の犯罪行為による時
- ・被保険者の精神障害状態を原因とする事故による時
- ・被保険者の泥酔の状態を原因とする事故による時
- ・被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故による時
- ・被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故による時
- ・原因の如何は問わず、頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のない時
- ・地震、噴火または津波による時
- ・戦争、その他の変乱による時
- ・原子核反応または原子の崩壊による時
- ・前項の原子核反応または原子の崩壊以外の放射線照射または放射能汚染による時

◇ その他のお支払いできない場合

つぎのような場合には、支払事由が生じても保険金などをお支払いしない場合があります。

- ◆ たとえば、「現在の医療水準では治療が困難または死亡危険のきわめて高い疾患の既往症・現症などについて故意に告知されなかった場合」などの場合には、ご契約の年数にかかわらず、詐欺による無効を理由として保険金などをお支払いしないことがあります。この場合、お払い込みいただいた保険料の払いもどしはいたしません。

保険金などをお支払いできる場合またはお支払いできない場合の具体的事例について

◇ 保険金について（お支払いできない場合には、告知義務違反による解除となる場合があります。）

	お支払いできる場合の事例 ○	お支払いできない場合の事例 ×
死亡保険金	責任開始の日以後に発病した「脳溢血」により死亡された場合	申込日前の「高血圧」での通院について、告知せずに契約し、ご契約後に「高血圧」と因果関係にある「脳溢血」により死亡された場合
5大生活習慣病死亡保険金	責任開始の日以後に、はじめて「肺の悪性新生物」と診断確定され、死亡された場合	申込日前の「肺の悪性新生物」での通院について、告知せずに契約し、ご契約後に治療中の「肺の悪性新生物」により死亡された場合
	責任開始の日以後発病し、90日を経過してはじめて診断確定された「乳房の悪性新生物」により死亡された場合	責任開始の日から、90日以内に診断確定された「乳房の悪性新生物」により死亡された場合

◇ 入院給付金について（お支払いできない場合には、告知義務違反による解除となる場合があります。）

	お支払いできる場合の事例 ○	お支払いできない場合の事例 ×
5大生活習慣病入院給付金	ご契約後に発病した、「高血圧」により入院をされた場合	申込日前より治療を受けていた「高血圧」が、ご契約後に悪化して入院をされた場合
	責任開始の日以後に発病し、90日を経過してはじめて診断確定された「乳房の悪性新生物」により入院された場合	責任開始の日から、90日以内に診断確定された「乳房の悪性新生物」により入院された場合
不慮の事故入院給付金	自動車運転中に、不注意により交通事故を起こし、事故を原因として継続2日以上の入院をされた場合	法令に定める酒気帯び運転により、交通事故を起こし、事故を原因として継続2日以上の入院をされた場合

ご請求いただいた内容を確認させていただく場合について

ご請求を受けた後で、治療の経過や事故の状況などの事実の確認（医療機関などへの確認を含みます。）をさせていただく場合がございます。その場合、当社の担当者もしくは委託会社の担当者などが被保険者、受取人またはご遺族の了承をいた

いたうえて確認をさせていただきます。確認先のご都合や事故原因の調査等によって日数を要する場合がありますのでご了承ください。また、その結果により、お支払いできない場合もあります。

### 保険金などの請求権の消滅(時効)について

- ・支払事由が生じた翌日から3年間ご請求をされませんと、保険金もしくは入院給付金を請求する権利がなくなります。支払事由が発生されましたらすみやかに当社までご連絡ください。

### 入院給付金の代理請求について

- ・入院給付金受取人である被保険者が、判断能力の喪失や、病气不告知などにより入院給付金を請求できない特別な事情がある場合に限り、被保険者と同居および被保険者と生計を一にしている戸籍上の配偶者（配偶者がいない場合は、2親等以内の血族。）を、請求代理人として給付金を請求することができます。当社が、請求代理人に支払ったときは、その後、重複して入院給付金の請求を受けても、当社はこれを支払いません。  
なお、この場合、特別な事情の存在を証明する書類および被保険者と請求代理人の関係を証明する書類を提出し、当社が承諾した場合に限りです。

## 6 保険料について

### 保険料について

- ・この保険契約の保険料は、契約日現在または更新時の満年齢により保険料が決定されます。それぞれの年齢の保険料はつぎのとおりです。

『5大生活習慣病保障医療保険』保険料表

年 齢	保 険 料	
	男 性	女 性
満 35 ～ 39 歳	2,040円	1,610円
満 40 ～ 44 歳	2,500円	2,130円
満 45 ～ 49 歳	3,620円	2,760円
満 50 ～ 54 歳	4,550円	3,330円
満 55 ～ 59 歳	5,480円	3,700円
満 60 ～ 64 歳	6,630円	4,150円
満 65 ～ 69 歳	8,710円	5,350円

### 保険料のお払込方法について

- ・保険料の払込方法は、つぎの方法によります。

#### (保険料の払込)

この保険契約の保険料は、月払いで毎月お支払いいただきます。

(1) 第1回目の保険料は、第1回保険料の1ヵ月分を払い込んでいただきます。

(2) 第2回目以降の保険料

保険料は、払込期間中、毎回、払込期日(月単位の契約応当日のことをいいます。：以下同じ。)までに、保険料の払込方法に従って払い込んでください。

#### (保険料の払込方法)

保険料は、口座振替による月払いとします。当社が提携している金融機関の保険契約者の指定する口座から、当社の口座に振り替える方法により払い込んでいただきます。この場合、領収書は発行いたしませんので、通帳の記帳によるご確認をお願いいたします。

\* 振替日が、提携金融機関等の休業日に該当するときは、翌営業日に振替を行ないます。

\* 第2回目以降の保険料が当社所定の振替日に、払い込まれるべき保険料の口座振替ができなかったときは、翌月の振替日に2ヵ月分を口座振替により払い込んでいただきます。

- \* 口座振替による保険料の払い込みがなかったときは、この保険料を払込猶予期間中の例外的な措置として、払込猶予期間満了日までに金融機関より当社指定の金融機関の口座にお払い込みいただくことができます。なお、この場合3ヵ月分の保険料の払い込みとなります。お振込の際は、振込金受領証が領収書の代わりとなりますので紛失されぬよう保管ください。

#### （保険契約者の指定口座の変更）

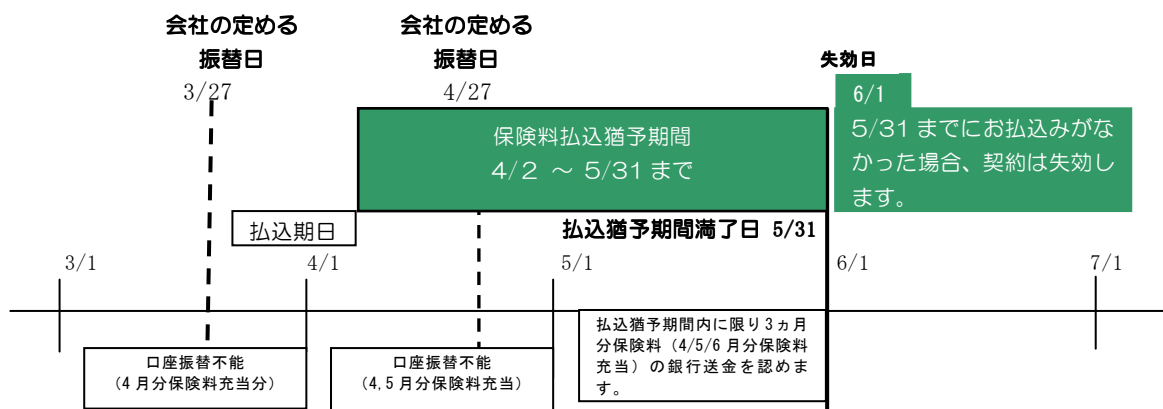
保険契約者は、保険料の支払指定口座を金融機関の他の口座に変更することができます。この場合、すみやかに当社までお申し出ください。

- \* 口座振替による保険料の払い込み以外の、払い込み方法への変更のお取扱いはできません。

### 保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

#### ・保険料の払込猶予期間とご契約の失効について

- ◆第2回目以後（更新後の第1回目保険料を含みます。）の保険料の払い込みは、払込期日までに払い込んでください。払込期日の属する月の翌月の末日までを払込猶予期間とします。
- ◆保険料払込猶予期間内に保険料が払い込まれないとき、保険契約は保険料払込猶予期間満了日の翌日から効力を失います。（以下「失効」といいます。）



### 効力を失った契約について

#### ・この保険契約には「復活」の取扱いはありません。

効力を失ったご契約は、効力を失った日の翌日より契約は失効します。この保険契約には「復活」のお取扱いはございませんので、かならず振替日の前日までに指定口座にご入金ください。

- ◆ この保険契約が失効した日以後に生じた亡保険金や入院給付金の支払事由についてはお支払しません。

### 保険金などの支払事由が発生した場合の保険料について

・保険料が払い込まれていない場合で、払込猶予期間満了日までの間に、保険金や入院給付金の支払事由が生じたときは、すみやかに未払いとなっている保険料を当社にお払い込みいただけます。ただし、保険金等の受取人からのお申し出があった場合は、保険金または給付金から未払込保険料を差し引いて保険金または給付金をお支払いすることもできます。

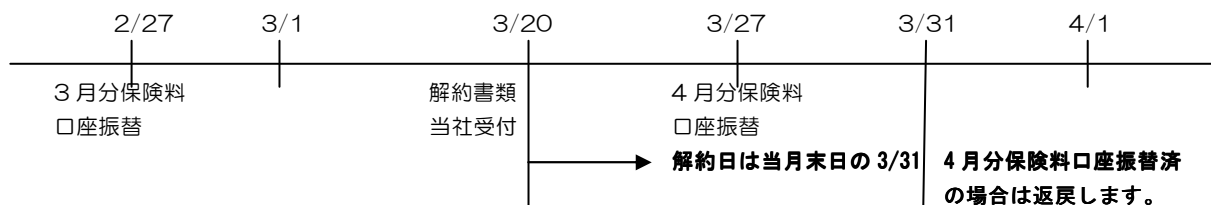
## 7 ご契約後のお取扱いについて

### ご契約の解約と払いもどし金について

#### ・ご契約の解約について

保険契約者は、いつでも当社宛に所定の解約書類を提出することにより、将来に向かってこの保険契約を解約することができます。なお、解約に際し、解約日以後の未経過分の保険料があるときは保険契約者へ返戻します。

\* 解約日は、解約書類を受付した日の当月末とします。



#### ・この保険契約に払いもどし金はありません。

少額短期保険は、多数の方たちがお互いに助け合う相互扶助の制度です。また、この保険は、お払いいただく保険料が積み立てられるものではなく、死亡保障や入院保障を目的としていますので、お払込みいただいた保険料は、ご不幸にあわれた方たちへの保険金などのお支払いと、また、一部は少額短期保険の運営に必要な経費（販売、維持管理等の経費）などにそれぞれあてられるしくみになっています。したがって解約の際には、払いもどし金はありません。

### 諸変更にもなう手続について

#### ・保険契約者の変更

保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険契約者を変更することができます。お手続に関しましては当社へご連絡ください。

保険契約者を変更しますと、保険契約上の権利義務はすべて、変更後の保険契約者に引き継がれます。

#### ・保険金の受取人の変更

保険契約者は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、保険金受取人を変更することができます。ただし、保険金の支払事由が発生したときは保険金受取人の変更はできません。お手続に関しましては当社へご連絡ください。

#### ・保険契約者の住所などが変更となったとき

保険契約者が転居されたときや住居表示の変更などにより変更されたときは、ただちに当社に通知してください。

#### ・保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓または改名されたとき

保険契約者、被保険者、保険金受取人が改姓または改名されたときは、ただちに当社に通知してください。

### 保険契約者配当金について

・この保険契約は、保険契約者配当金がない無配当タイプの保険です。

### 生命保険料控除について

・『生命保険料控除』は、所得税法により限定されており少額短期保険会社はその対象となっておりません。保険契約者が負担された保険料は、税法上の「生命保険料控除」の対象となりませんのでご了承ください。

## 保険金などの税法上の取扱いについて

- ・ 保険金などを受け取る際には、所得税・相続税・贈与税のいずれかの税金が課せられるもの、また非課税となるものがあります。課税される税金は、保険契約者・被保険者・受取人の関係によって異なります。

### 1. 保険金・入院給付金のお受取り時の課税について

	ご契約形態	契約例			課税の種類
		保険契約者	被保険者	受取人	
死亡保険金および5大生活習慣病死亡保険金	保険契約者と被保険者が同一人	夫	夫	妻	相続税
	保険契約者と受取人が同一人	夫	妻	夫	所得税 (一時所得)
	保険契約者、被保険者、受取人がそれぞれ別人	夫	妻	子	贈与税
入院給付金	受取人は約款で被保険者と指定されています。	夫	夫	夫	非課税

### 2. 死亡保険金等の非課税限度額について

保険契約者と被保険者が同一人で、指定された保険金受取人が、その保険契約者の法定相続人にあたる場合は、保険金（契約が2件以上ある場合は合計します。）に対して相続税法上一定の金額が非課税となります。

〔死亡保険金等の非課税限度額〕 500万円×法定相続人数 を限度として非課税になります。

### 3. 入院給付金の非課税扱いについて

入院給付金は、受取人がつぎに該当する場合、全額非課税となります。

（受取人） 主契約の被保険者、その配偶者もしくはその直系血族、または生計を一にするその他の親族

保険証券は大切に保管してください。

保険証券の紛失や盗難にご注意ください。また、紛失や盗難にあった場合にはただちに当社までご連絡ください。